

令和 3 年 5 月 14 日

小 樽 市

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた市の基本方針

市内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、これ以上の感染拡大は何としても抑止すべく、現時点で市が執り得る措置として、下記の各項目を基本方針とした措置を講ずることとする。

なお、期間は、5 月 15 日（土）から同月 31 日（月）までの期間とする。

### 記

- (1) 市民の方等の利用に供することを主たる目的とする市有施設のうち、準備が整った施設から順次、全面的に休館又は閉鎖とする。ただし、既に予約済みの興行イベント、競技大会等で延期等の対応ができない場合は、感染防止対策を講じた上で利用可とする。
- (2) 市が主催する行事は、原則中止とする。ただし、延期等の対応ができず、実施の必要性が高いものについては、感染防止対策を講じた上で実施する。
- (3) 市立小中学校における行事で 5 月中に開催予定のもの（運動会、修学旅行等）は、6 月以降に延期する。
- (4) 職員の時差出勤を実施する。併せて、職員の年次有給休暇の取得を促進し、職場の「密」の緩和を図る。

以 上